

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 知事指定薬物の指定の失効
 - 指定居宅サービスの事業の廃止
 - 指定居宅サービスの事業の廃止
- 【公告】
- 岡山県海面漁業調整規則に基づく聴聞
 - 河川整備計画の公表

医薬安全課

指導監査課

”

水産課

河川課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第六十七号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、その効力を失った。

令和七年二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

1 二―（エチルアミノ）―二―（二―フルオロフェニル）シクロヘキサン―一―オン（通称名ニフ―NENDCK、ニフ―ニOXO―PCE、ニ―FXE、ニ―fluorodeschloro―N―ethylketamine）及びその塩類
2 二―「（四―メトキシフェニル）メチル」―五―ニトロ―一―「二―（ピロリジン―一―イル）エチル」―一H―ベンゾ「d」イミダゾール（通称名Metonitazepynne、N―Pyrrolidino Metonitazene）及びその塩類

3 （八R）―一六―アリル―一―（シクロプロパンカルボニル）―N・N―ジエチル―一九・十―ジデヒドロエルゴリン―八―カルボキシアミド（通称名一cP―AL―LAD）及びその塩類

4 （八R）―一―（シクロプロパンカルボニル）―N―メチル―N―（プロパン―二―イル）―一六―メチル―九・十―ジデヒドロエルゴリン―八―カルボキシアミド（通称名一cP―MiPLA、一cP―MIPLA）及びその塩類

二 指定の失効の理由

条例第二条第五号に規定する薬物に指定されたため

三 失効年月日

令和七年二月六日

◎岡山県告示第六十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和七年二月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンター椿寿荘

2 所在地

岡山県津山市総社六〇二一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人鶯園

2 所在地

岡山県津山市瓜生原三三七一一

三 廃止の届出を受理した年月日

令和七年二月十八日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇〇三九八

五 サービスの種類

通所介護

◎岡山県告示第六十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第一百五條の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和七年二月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

高梁医師会立訪問看護ステーションやまびこ

2 所在地

岡山県高梁市向町四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

一般社団法人高梁医師会

2 所在地

岡山県高梁市向町四

三 廃止の届出を受理した年月日

令和七年二月十七日

四 介護保険事業所番号

三三六〇九九〇〇〇〇

五 サービスの種類

訪問看護

介護予防訪問看護

〔七三〕岡山県海面漁業調整規則（昭和四十年岡山県規則第四十五号）第四十六条第二項の規定による聴聞を行う。

令和七年二月二十五日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 聴聞を受ける者

岡山県玉野市向日比二丁目一五番一号

平子 忠義

岡山県玉野市向日比一丁目五番三号

佐野 安雄

二 期日

令和七年三月十四日午前十時から

三 場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県庁七階水産課分室

〔七四〕河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定により、二級河川里見川水系河川整備計画を令和七年二月十日に定めた。

その関係図書は、岡山県土木部河川課、岡山県備中県民局建設部建設企画課及び同部井笠地域設計審査班において、一般の縦覧に供する。

令和七年二月二十五日

河川管理者 岡山県知事 伊原木 隆 太